

# 介護老人保健施設プラムの里 (介護予防) 短期入所療養介護 利用契約書

\_\_\_\_\_ (以下「利用者」という。) と介護老人保健施設プラムの里施設長西村太一 (以下「事業者」という。) は、事業者が利用者に対して行う短期入所療養介護サービス利用について、次のとおり契約します。

## (契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し介護保険法令等の関係法令及びこの契約書に従い、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるよう又在宅における生活への復帰を目指した短期入所療養介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

## (契約期間)

第2条 この契約書の契約期間は、事業者と利用者の協議にて決定した期間とします。

## (施設サービス計画)

第3条 事業者は、本施設の介護支援専門員に、利用者のための施設サービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務を誠意を持って遂行します。

2 担当介護支援専門員は、利用者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、本施設の他の職員と協議の上、施設サービス計画案を作成し、これを利用者又はその身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

3 施設サービス計画には、本施設で提供する施設サービスの目標、その達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載します。

4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する施設サービスの目的に従い施設サービス計画の変更を行います。

- 一 利用者の心身の状況等の変化により、当該施設サービス計画を変更する必要がある場合
- 二 利用者が施設サービス計画の変更を希望する場合

5 事業者は、前項に定める施設サービス計画の変更を行う際には、利用者又はその身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

## (施設サービスの内容及びその提供)

第4条 事業者は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、利用者に対して施設サービスを提供します。各種施設サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 利用者は、事業者に対し、前条により利用者のための施設サービス計画が作成されるまでの間は、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むこと

ができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。

- 3 事業者は、利用者の施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなりません。
- 4 利用者、その身元引受人及び連帯保証人、必要がある場合は、前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

### **(身体的拘束その他の行動制限)**

第5条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

- 2 事業者が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる時期について十分説明します。

また、この場合事業者は、事前又は事後速やかに、利用者の身元引受人に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、同意を得るものとします。

- 3 事業者が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法によりその行動を制限した場合には、前条第3項の施設サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。
  - 一 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる時期及び実施される期間
  - 二 前項に基づく利用者及び身元引受人に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

### **(協力義務)**

第6条 利用者は、事業者が利用者のため施設サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

### **(苦情対応)**

第7条 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を別紙重要事項説明書にて明らかにし、事業者が提供した施設サービスについて利用者、その身元引受人及び連帯保証人から苦情の申立がある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 事業者は、利用者、その身元引受人及び連帯保証人が苦情申立等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

### **(医療体制)**

第8条 事業者は、配置の医師及び看護職員に常に利用者の病状、心身の状況等を把握させ、利用者及びその身元引受人に適切な指導を行うとともに必要な医療を行います。

2 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙重要事項説明書に記載する協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

### **(費用)**

第9条 事業者が提供する施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担金を事業者に支払います。

3 事業者は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 事業者は、施設サービスの要介護状態毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申出を行います。

5 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

6 事業者は、利用者、その身元引受人及び連帯保証人が所定の納期限を経過しても利用料を納付しないときは、重要事項説明書に記載した遅延損害金をいただきます。

### **(秘密保持)**

第10条 事業所及びその職員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者、その身元引受人及び連帯保証人の秘密を漏らしません。

2 事業所は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、利用者、その身元引受人及び連帯保証人に関する情報を提供する必要がある場合には、利用者、その身元引受人及び連帯保証人に使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。

3 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

### **(利用者の解除権)**

第11条 利用者は、3日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

### **(事業者の解除権)**

第12条 事業者は、利用者が次の各号に該当する場合は、30日以上予告期間をもって、この契約を解除することができます。

一 利用者が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2ヶ月以上滞納したとき。

二 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

三 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

四 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないと

き。

### **(契約の終了)**

第13条 次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 利用者が要介護認定において非該当又は要支援となったとき。
- 二 第2条により、契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の申込があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 利用者が第11条により契約を解除したとき。
- 四 事業者が第12条により契約を解除したとき。
- 五 利用者について、病院又は診療所に入院したとき。
- 六 利用者において、短期入所療養介護サービス提供の必要性がなくなったとき。
- 七 利用者が死亡したとき。

### **(契約終了後の退所と精算)**

第14条 利用者は、この契約終了後、ただちに本施設を退所します。

- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について事業者がすでに受領している利用料があるときは、事業者は利用者に対し相当額を還付します。
- 3 この契約の終了により利用者が本施設を退所することになったときは、事業者はあらかじめ利用者の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業所、保健機関、医療機関、福祉サービス機関等と連携し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行います。

### **(事故発生時の対応及び損害賠償)**

第15条 事業者は、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の身元引受人に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼します。
- 3 事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかに利用者の損害を賠償します。但し、事業者に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。
- 4 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

### **(身元引受人)**

第17条 事業者は利用者に対し、身元引受人を求めます。身元引受人は原則として利用者の家族としますが、利用者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

- 2 身元引受人は次の責任を負います。
  - 一 利用者の代理人としてこの契約を締結することができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行うことができるとともに、この契約に対して利用者と

同等の責任を負います。

- 二 利用者に関する事項について施設から連絡をする際の連絡窓口となること。
- 三 利用者が他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 四 契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。

#### **(合意管轄)**

第18条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、長野地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### **(契約書の有効)**

第19条 この契約書に定める事項に変更がない場合は、次回以降の利用時において、この契約書を有効とし継続する。

#### **(協議事項)**

第20条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者及び事業者の協議により定めます。

#### **(特記事項)**

|  |
|--|
|  |
|--|

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者及び事業者各々署名押印して1通ずつを保有します。

契約締結日 平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

事業者

|     |      |                                |              |       |              |
|-----|------|--------------------------------|--------------|-------|--------------|
| 事業者 | 所在地  | 〒399-4301<br>長野県上伊那郡宮田村 4804-1 |              |       |              |
|     |      | 電話番号                           | 0265-84-1311 | F A X | 0265-84-1312 |
|     | 事業所名 | 介護老人保健施設プラムの里                  |              |       |              |
|     | 代表者名 | 施設長 西村 太一                      |              |       | ㊟            |
|     | 指定番号 | 2052480023                     |              |       |              |

利用者等

|       |     |      |  |       |   |  |
|-------|-----|------|--|-------|---|--|
| 利用者   | 住所  | 〒 —  |  |       |   |  |
|       |     | 電話番号 |  | F A X |   |  |
|       | 氏名  |      |  |       | ㊟ |  |
| 身元引受人 | 住所  | 〒 —  |  |       |   |  |
|       |     | 電話番号 |  | F A X |   |  |
|       | 氏名  | ㊟    |  | 続柄    |   |  |
|       | 勤務先 | 名称   |  |       |   |  |
|       |     | 電話番号 |  |       |   |  |
| 連帯保証人 | 住所  | 〒 —  |  |       |   |  |
|       |     | 電話番号 |  | F A X |   |  |
|       | 氏名  | ㊟    |  | 続柄    |   |  |
|       | 勤務先 | 名称   |  |       |   |  |
|       |     | 電話番号 |  |       |   |  |